

協議第 1 号

伊豆の国市地域公共交通会議運営規程（案）

（趣旨）

**第 1 条** この規程は、伊豆の国市地域公共交通会議設置要綱（平成23年伊豆の国市告示第76号。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、伊豆の国市地域公共交通会議（以下「公共交通会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（招集等）

**第 2 条** 会長は、要綱第6条第1項の規定により公共交通会議の会議（以下、「会議」という。）を招集しようとするときは、招集の期日の7日前までに、議案を添えて、日時及び場所を委員に通知しなければならない。ただし、急を要するときは、当該期間を短縮することができる。

（公共交通会議の議長等）

**第 3 条** 会議の議長は、会長が行う。

2 議長は、会議の議場の秩序を整理する。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議の議場の秩序を乱した者を退場させることができる。

（会議の公開）

**第 4 条** 会議は、公開するものとする。ただし、議長が公開しないことが適当であると認めるときは、この限りでない。

（発言の許可）

**第 5 条** 会議において発言しようとする者は、議長の許可を得なければならない。

（退場の承認）

**第 6 条** 委員は、会議の開催中に退場しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

（議案の審議）

**第 7 条** 議長は、議案を審議するときは、その旨を宣言しなければならない。

2 議案の審議は、当該議案に係る内容の説明があった後に行うものとする。

3 議長は、審議上必要があると認めるときは、2以上の議案を一括して審議することができる。

（議決）

**第 8 条** 議案の議決は、挙手によって行うものとする。

2 議長は、議案ごとに議決の結果について宣言しなければならない。

(議案の審議及び議決の省略)

**第9条** 公共交通会議は、会長が会議の審議及び議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案の審議及び当該提案を可決する旨の会議の議決があったものとみなすことができる。

(議事録)

**第10条** 会議(前条の規定により審議及び議決があったとみなされる場合を含む。)については、議事録を書面で作成し、議長及び議長が指名した委員1人以上が署名し、又は記名押印するものとする。

2 議事録には、次に掲げる事項を内容とするものとする。

- (1) 会議が開催された日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名及び数
- (3) 会議に欠席した委員の氏名及び数
- (4) 会議に出席した関係者及び事務局員の氏名及び数
- (5) 会議の議事の経過(当該会議において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容を含む。)及びその結果
- (6) 議事録の作成に係る職務を行った委員の氏名

3 議事録は、当該会議のあった日から5年間、事務局に備え置くものとする。

4 議事録は、公開するものとする。ただし、伊豆の国市情報公開条例(平成17年伊豆の国市条例第8号)第7条各号に掲げる情報のいずれかが記載されている場合は、この限りでない。

5 前項本文の規定による議事録の公開は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。この場合において、第1号に規定する閲覧又は写しの交付は、事務局の執務時間(伊豆の国市の執務時間を定める規則(平成17年伊豆の国市規則第1号)第1条の規定による執務時間をいう。)内に行うものとする。

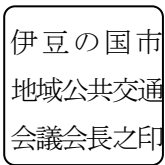
- (1) 事務局の執務室における議事録の閲覧又は写しの交付
- (2) インターネットによる市のホームページへの議事録の掲載

6 前項第1号の規定による議事録の写しの交付をしたときは、当該議事録の写しの交付に要した費用を徴収するものとする。

(公印)

**第11条** 公共交通会議の公印の種類、形式、書体、寸法及び管守者は、次の表のと

おりとする。

公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者
会長印	 伊豆の国市 地域公共交通 会議会長之印	てん書 体	21ミリメー トル×21ミ リメートル	一般公文書	事務局の 長

(雑則)

**第12条** この規程に定めるもののほか、公共交通会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この規程は、公共交通会議の議決があった日から施行する。